

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成27年国勢調査における本村の人口は1,549人となっている。一方、国立社会保障人口研究所における本村の人口推移では、2040年に1,000人を切り、2060年には約300人程度の人口になると予想されています。また、国が公表した市町村別の創業率では、全国ワースト40位となっており、仕事の場、雇用の場がないことが人口減少に大きく影響を及ぼしていると考えられます。

産業及び中小企業者の実態としては、総務省経済センサス(2014年)において本村の事業者数が、148社となっており、割合順では卸売・小売業が20.9%、製造業が19.6%、建設業が18.2%となっている。しかし、人口の減少に伴い、事業者数や従業者数ともに減少傾向にある。

このようなことから、村内中小企業者の生産性の向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

先端設備等の導入を推進することで、中小企業の経営の安定化を図るとともに地域経済の活性化を図ることを目標とする。これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本村の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本村の産業は、村内全域の点在している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本村の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係がみとめられるものについては、先端設備等導入計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 村税の滞納がないこと。